報道発表

令和5年上半期の大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況

輸入差止件数 上半期過去最高

(注:比較可能なデータのある平成17年以降)

令和 5 年上半期分の大阪税関における偽ブランド品等、知的財産侵害物品差止状況の 特徴は、次のとおりです。

1. 輸入差止件数及び点数

- ○輸入差止件数は 5,464 件(前年同期比 124.2%) で 3 年連続 4,000 件を超え、本年は 5,000 件を上回りました。
- ○輸入差止点数は 125, 254 点(前年同期比 69.6%) でした。
- 〇輸入差止件数は全国比 35.2%、輸入差止点数は全国比 26.9%を占めることとなりました。

2. 仕出国(地域)別

○仕出国(地域) 別では、中国仕出しの知的財産侵害物品が 4,970 件(構成比 91.0%) でした。また、差止点数でも 112,756 点(構成比 90.0%) となっており、引続き高い割合となっています。

3. 品目別

- 〇輸入差止件数では、バッグ類が 1,842 件 (構成比 30.0%)、衣類が 1,367 件 (構成比 22.2%) と引続き上位を占めています。
- 〇輸入差止点数では、電気製品が、18,363点(構成比14.7%)、医薬品が、17,501点 (構成比14.0%)と引続き上位を占めています。

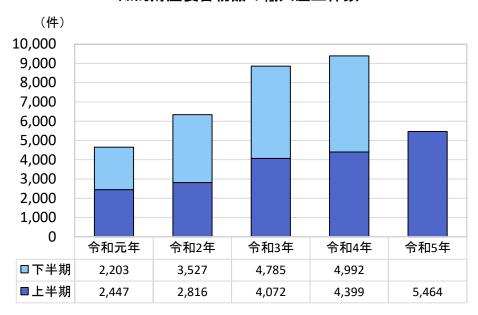
【問合せ先】

大阪税関業務部知的財産調査官 TEL:06-6576-3318(直通)

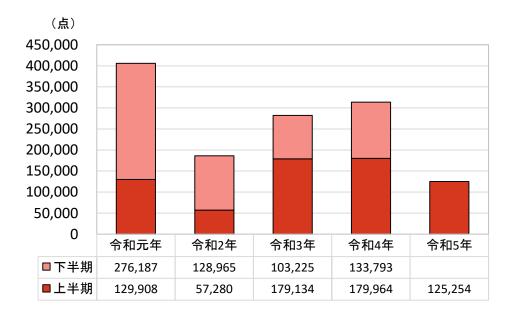
〇輸入差止件数及び点数の推移

- ◆ 輸入差止件数は 5,464 件で、過去最高となりました。前年同期比は、124.2%でした。
- ◆ 輸入差止点数は 125, 254 点で、前年同期と比べて 69.6%でした。
- (注)「輸入差止件数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。 「輸入差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。 例えば、1 件の輸入申告又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止件数



知的財産侵害物品の輸入差止点数



〇仕出国(地域)別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 4,970 件・前年同期比 131.0%と引続き最多であり、次いでベトナム 236 件、韓国 118 件でした。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが 112,756 点・前年同期比 74.1%と引続き最 多であり、次いで香港 5,063 点、韓国 3,512 点となりました。

件数ベース

【令和 4 年上半期】

順位	仕出国	件数	
州只江	(地域)	IΤάΧ	構成比
1	田田	3,793	86.2%
2	ベトナム	216	4.9%
3	韓国	119	2.7%
4	香港	102	2.3%
5	フィリビン	91	2.1%
-	合 計	4,399	100.0%

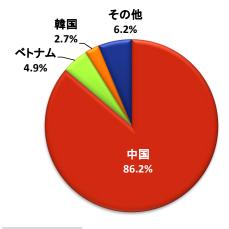
6位以下はP8参照



【令和5年上半期】

順位	仕出国	件数		
WH ITT	(地域)	ITXX	構成比	前年同期比
1	中国	4,970	91.0%	131.0%
2	ベトナム	236	4.3%	109.3%
3	韓国	118	2.2%	99.2%
4	香港	52	1.0%	51.0%
5	フィリビン	26	0.5%	28.6%
-	合 計	5,464	100.0%	124.2%

6位以下はP8参照

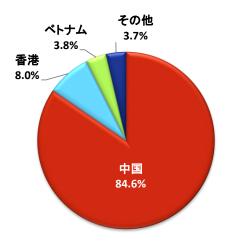


点数ベース

【令和 4 年上半期】

順位	仕出国	点数	
加只证	(地域)	思欽	構成比
1	中国	152,215	84.6%
2	香港	14,389	8.0%
3	ベトナム	6,771	3.8%
4	韓国	3,432	1.9%
5	フィリビン	1,953	1.1%
_	合 計	179,964	100.0%

6位以下はP8参照



韓国 その他 2.2% 4.3% 中国 91.0%

【令和5年上半期】

	順位	仕出国	点数		
L	께었다	(地域)	無数	構成比	前年同期比
	1	中国	112,756	90.0%	74.1%
	2	香港	5,063	4.0%	35.2%
	3	韓国	3,512	2.8%	102.3%
	4	ベトナム	2,929	2.3%	43.3%
	5	タイ	353	0.3%	77.6%
ı	_	合 計	125.254	100.0%	69.6%

6位以下はP8参照



〇品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 1,842 件・前年同期比 107.4%と引続き最多であり、次いで 衣類が 1,367 件、携帯電話及び付属品が 870 件でした。
- ◆ 輸入差止点数は、電気製品が 18,363 点・前年同期比 77.7%となり、次いで医薬品が 17,501点、家庭用雑貨が 16,400 点でした。

件数ベース

【令和 4 年上半期】

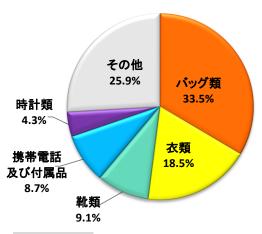
順位	品目	件数	
76:12		I⊤¢X	構成比
1	バッグ類	1,715	33.5%
2	衣類	948	18.5%
3	靴類	466	9.1%
4	携帯電話及び付属品	443	8.7%
5	時計類	220	4.3%
-	合計	4,399	100.0%

6位以下はP9参照 合計についてP9の注1参照

【令和5年上半期】



6位以下はP9参照 合計についてP9の注1参照

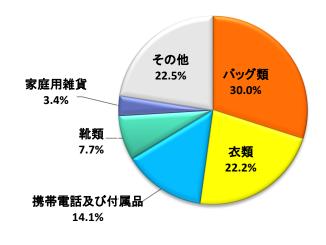


点数ベース

【令和 4 年上半期】

順位	品目	点数	
76.12	00 🖯		構成比
1	医薬品	37,976	21.1%
2	電気製品	23,631	13.1%
3	衣 類	12,851	7.1%
4	コンビュータ製品	10,626	5.9%
5	バッグ類	9,213	5.1%
_	合 計	179,964	100.0%

6位以下はP9参照

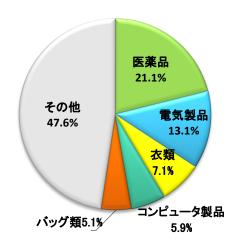


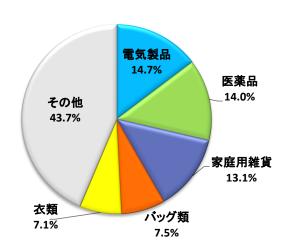
【令和5年上半期】



順位	品目	点数		
76.12	00 🖯	黒鉄	構成比	前年同期比
1	電気製品	18,363	14.7%	77.7%
2	医薬品	17,501	14.0%	46.1%
3	家庭用雑貨	16,400	13.1%	788.5%
4	バッグ類	9,369	7.5%	101.7%
5	衣類	8,911	7.1%	69.3%
_	승 計	125 254	100.0%	69.6%

6位以下はP9参照





〇知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、商標権侵害物品が 5,204 件・構成比 94.5%・前年同期比 128.8%となりました。次いで著作権侵害物品が 157 件・構成比 2.9%・前年同期比 63.1%となりました。
- ◆ 輸入差止点数は、商標権侵害物品が 87,063 点・構成比 69.5%・前年同期比 88.5%となりました。次いで著作権侵害物品が 22,117 点・構成比 17.7%・前年同期比 40.1%となりました。

件数ベース

【令和 4 年上半期】

知的財産	件数	
大山山岩小陸	I T X X	構成比
特許権	78	1.8%
意匠権	84	1.9%
商標権	4,040	90.8%
著作権	249	5.6%
合 計	4,399	100.0%

合計についてP10の注1参照



5	的財產	件数		
\mathbb{L}^2	(00.0841))生	ITXX	構成比	前年同期比
	特許権	39	0.7%	50.0%
	意匠権	105	1.9%	125.0%
	弃捶按	E 204	0.4 E90	100 000

157

5,464

意匠権

1.9%

2.9%

特許権

0.7%

100.0%

63.1% 124.2%

合計についてP10の注1参照

【令和5年上半期】

著作権

計

著作権

2.9%



点数ベース

【令和 4 年上半期】

知的財産	点数	
大山山県小産		構成比
特許権	7,729	4.3%
意匠権	18,798	10.4%
商標権	98,322	54.6%
著作権	55,115	30.6%
合 計	179,964	100.0%



【令和5年上半期】



知的財産	点数		
人口口的品有產	ARRX	構成比	前年同期比
特許権	1,878	1.5%	24.3%
意匠権	14,196	11.3%	75.5%
商標権	87,063	69.5%	88.5%
著作権	22,117	17.7%	40.1%
승 計	125,254	100.0%	69.6%

商標権

94.5%



(注) 各権利で保護されているのは、例えば以下のものです。

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」(著作権法で保護) 意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」 5

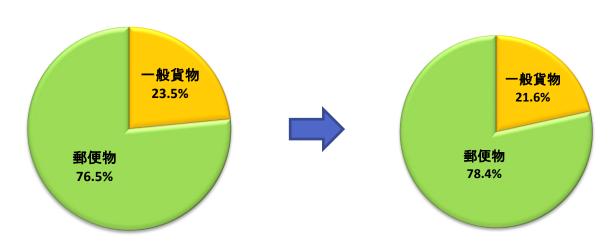
〇輸送形態別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、一般貨物が 1,178 件・構成比 21.6%・前年同期比 114.1%、郵便物が 4,286 件・構成比 78.4%・前年同期比 127.3%となりました。
- ◆ 輸入差止点数は、一般貨物が 76,529 点・構成比 61.1%・前年同期比 100.3%、郵便物が 48,725 点・構成比 38.9%・前年同期比 47.0%でした。

件数ベース

【令和4年上半期】

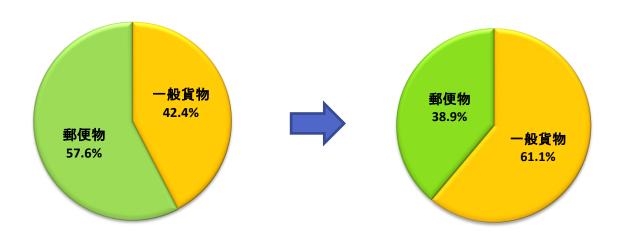
【令和5年上半期】



点数ベース

【令和4年上半期】

【令和5年上半期】



(計表)

〇大阪税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績

輸入差止件数

年	年分	上半期分		
#	十刀	工十朔刀	前年(同期)比	全国比
令和元年	4,650	2,447	64.0%	19.1%
令和2年	6,343	2,816	115.1%	18.4%
令和3年	8,857	4,072	144.6%	27.9%
令和4年	9,391	4,399	108.0%	35.1%
令和5年	-	5,464	124.2%	35.2%

輸入差止点数

年	年分	上半期分		
#	十刀	工十物力	前年(同期)比	全国比
令和元年	406,095	129,908	26.1%	22.5%
令和2年	186,245	57,280	44.1%	21.0%
令和3年	282,359	179,134	312.7%	38.9%
令和4年	313,757	179,964	100.5%	44.5%
令和5年	-	125,254	69.6%	26.9%

(計表)

〇大阪税関における仕出国(地域)別輸入差止実績

仕出国(地域)別輸入差止件数 (令和4年上半期)

仕出国(地域) 件 順位 数 構成比 中国 3,793 86.2% ベトナム 2 216 4.9% 3 韓国 2.7% 119 香港 102 2.3% 4 5 フィリピン 2.1% 91 6 タイ 34 0.8% 7 マレーシア 9 0.2% 8 8 0.2% インドネシア 7 9 カンボジア 0.2% 10 シンガポール 4 0.1% 10 米国 4 0.1% 12 0.3% その他 合 計 4.399 100.0%

(令和5年上半期)

順位	仕出国(地域)	┃ ┃件 数┏		
/ICC		11 %	構成比	前年同期比
1	中国	4,970	91.0%	131.0%
2	ベトナム	236	4.3%	109.3%
3	韓国	118	2.2%	99.2%
4	香港	52	1.0%	51.0%
5	フィリピン	26	0.5%	28.6%
6	タイ	24	0.4%	70.6%
7	台湾	7	0.1%	233.3%
7	米国	7	0.1%	175.0%
9	インドネシア	6	0.1%	75.0%
9	カンボジア	6	0.1%	85.7%
	その他	12	0.2%	54.5%
	合 計	5,464	100.0%	124.2%

仕出国(地域)別輸入差止点数 (令和4年上半期)

٠ ١-	<u> </u>			
順位	仕出国(地域)	点数:		
	EHIL (*B*X/	/m »	構成比	
1	中国	152,215	84.6%	
2	香港	14,389	8.0%	
3	ベトナム	6,771	3.8%	
4	韓国	3,432	1.9%	
5	フィリピン	1,953	1.1%	
6	タイ	455	0.3%	
7	マレーシア	328	0.2%	
8	台湾	168	0.1%	
9	インドネシア	57	0.0%	
9	シンガポール	57	0.0%	
	その他	139	0.1%	
	合 計	179,964	100.0%	

(令和5年上半期)

/ 13.				
順位	仕出国(地域)	点数「	構成比	前年同期比
			伸戍儿	削牛问别比
1	中国	112,756	90.0%	74.1%
2	香港	5,063	4.0%	35.2%
3	韓国	3,512	2.8%	102.3%
4	ベトナム	2,929	2.3%	43.3%
5	タイ	353	0.3%	77.6%
6	フィリピン	247	0.2%	12.6%
7	スリランカ	142	0.1%	14200.0%
8	台湾	110	0.1%	65.5%
9	米国	42	0.0%	155.6%
10	カンボジア	21	0.0%	87.5%
	その他	79	0.1%	14.9%
	合 計	125,254	100.0%	69.6%

注1:本表は、仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

注2:各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

〇大阪税関における品目別輸入差止実績

品目別輸入差止件数

(令和4年上半期)

順位	位品目	件 数	
加风区		IT \$X	構成比
1	バッグ類	1,715	33.5%
2	衣類	948	18.5%
3	靴類	466	9.1%
4	携帯電話及び付属品	443	8.7%
5	時計類	220	4.3%
6	身辺細貨類	202	3.9%
7	帽子類	138	2.7%
8	電気製品	130	2.5%
9	家庭用雑貨	123	2.4%
10	キーホルダー類	83	1.6%
	上記以外の物品	649	12.7%
	合 計	4,399	100.0%

(令和5年上半期)

順位	品目	件数		
順江	品目	计数	構成比	前年同期比
1	バッグ類	1,842	30.0%	107.4%
2	衣類	1,367	22.2%	144.2%
3	携帯電話及び付属品	870	14.1%	196.4%
4	靴類	476	7.7%	102.1%
5	家庭用雑貨	210	3.4%	170.7%
6	自動車付属品	207	3.4%	422.4%
7	身辺細貨類	205	3.3%	101.5%
8	帽子類	154	2.5%	111.6%
9	時計類	123	2.0%	55.9%
10	電気製品	116	1.9%	89.2%
	上記以外の物品	579	9.4%	84.8%
	合 計	5,464	100.0%	124.2%

品目別輸入差止点数

(令和4年上半期)

順位	品目	点 数	
顺区	H I	从 奴	構成比
1	医薬品	37,976	21.1%
2	電気製品	23,631	13.1%
3	衣類	12,851	7.1%
4	コンピュータ製品	10,626	5.9%
5	バッグ類	9,213	5.1%
6	文具類	4,793	2.7%
7	身辺細貨類	3,626	2.0%
8	携帯電話及び付属品	3,190	1.8%
9	運動用具	2,854	1.6%
10	化粧品	2,483	1.4%
	上記以外の物品	68,721	38.2%
	合 計	179,964	100.0%

(令和5年上半期)

顺 /士	0 0	点数構成		
順位	品目		構成比	前年同期比
1	電気製品	18,363	14.7%	77.7%
2	医薬品	17,501	14.0%	46.1%
3	家庭用雑貨	16,400	13.1%	788.5%
4	バッグ類	9,369	7.5%	101.7%
5	衣類	8,911	7.1%	69.3%
6	紙製品	6,518	5.2%	377.2%
7	コンピュータ製品	6,053	4.8%	57.0%
8	携帯電話及び付属品	4,890	3.9%	153.3%
9	身辺細貨類	3,909	3.1%	107.8%
10	靴類	3,138	2.5%	209.9%
	上記以外の物品	30,202	24.1%	41.1%
	合 計	125,254	100.0%	69.6%

注1:1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。 なお、構成比は品目ごとの合計(のべ件数)をもとに算出しています。

注2:各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

〇大阪税関における知的財産別輸入差止実績

知的財産別輸入差止件数

(令和4年上半期)

知的財産 件 数 構成比 特許権 78 1.8% 意匠権 84 1.9% 90.8% 商標権 4.040 著作権 249 5.6% 計 合 4,399 100.0%

(令和5年上半期)

知的財産	件 数			
재미別生	十 数	一 致 一	構成比	前年同期比
特許権	39	0.7%	50.0%	
意匠権	105	1.9%	125.0%	
商標権	5,204	94.5%	128.8%	
著作権	157	2.9%	63.1%	
合 計	5,464	100.0%	124.2%	

知的財産別輸入差止点数

(令和4年上半期)

知的財産	点 数	
和的规准	点 数 	構成比
特許権	7,729	4.3%
意匠権	18,798	10.4%
商標権	98,322	54.6%
著作権	55,115	30.6%
合 計	179,964	100.0%

(令和5年上半期)

知的財産	点 数			
재미別生	从 数	構成比	前年同期比	
特許権	1,878	1.5%	24.3%	
意匠権	14,196	11.3%	75.5%	
商標権	87,063	69.5%	88.5%	
著作権	22,117	17.7%	40.1%	
合 計	125,254	100.0%	69.6%	

注1: 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

注2: 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

注3:5ページに、各権利で保護されているものについての例を記載しています。

〇大阪税関における輸送形態別輸入差止実績

輸送形態別輸入差止件数

(令和4年上半期)

輸送形態	件数	
制込が窓		構成比
一般貨物	1,032	23.5%
郵便物	3,367	76.5%
合 計	4,399	100.0%

(令和5年上半期)

輸送形態	件 数		
制込が思	计 奴	構成比	前年同期比
一般貨物	1,178	21.6%	114.1%
郵便物	4,286	78.4%	127.3%
合 計	5,464	100.0%	124.2%

輸送形態別輸入差止点数

(令和4年上半期)

輸送形態		
制込が窓	点 数	構成比
一般貨物	76,319	42.4%
郵便物	103,645	57.6%
合計	179,964	100.0%

(令和5年上半期)

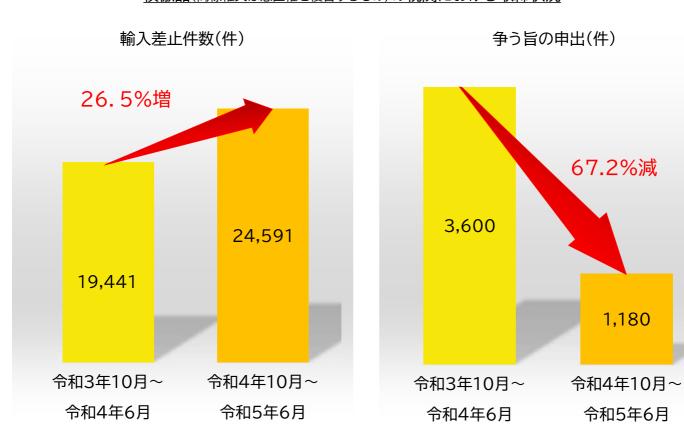
輸送形態			
制込が恣	点数	構成比	前年同期比
一般貨物	76,529	61.1%	100.3%
郵便物	48,725	38.9%	47.0%
合 計	125,254	100.0%	69.6%

注: 件数・点数は、知的財産侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

個人使用目的で輸入される模倣品の税関における取締り (改正関税法等施行後の状況)

- ・令和4年10月に改正商標法・意匠法・関税法が施行され、個人で使用する場合であっても、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、輸入できなくなりました。
- ・改正関税法等が施行された令和4年10月から令和5年6月までの間において、模倣品の輸入差止件数は24,591件(前年同期比26.5%増)、争う旨の申出は1,180件(前年同期比67.2%減)となっており、制度改正の効果が現れているものと考えています。
- ・関税局・税関では、引き続き、制度改正に係る周知・広報を積極的に行っていくとともに、模倣品の厳正な水際取締りに努めてまいります。

模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)の税関における取締状況



(注1) 文中の件数は、認定手続を開始した日を基準に計上したものです。なお、報道発表資料「令和5年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況」は、認定手続の結果が確定した日を基準に計上しており、件数の計上時期が異なります。

(注2)「争う旨の申出」とは、特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密侵害品を除く知的財産に係る輸入差止申立てに係る認定手続が執られるときにあって、輸入者が知的財産侵害物品の該否について争う意思を税関に対し書面で示すことです。輸入者から争う旨の申出の提出がない場合には、税関は、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定します。

※文中の件数は、令和5年8月21日時点のものです。

